

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第6 常任委員会所管事務調査の報告を行います。

この件につきましては、総務経済常任委員会より開成町議会会議規則第75条に基づく所管事務調査に関わる報告書が提出されております。よって、委員長に報告を求めます。総務経済常任委員会委員長、佐々木昇議員。

○1番（佐々木昇）

それでは、開成町議会総務経済常任委員会所管事務調査報告をいたします。

期間は、平成30年1月から平成30年3月まででございます。

1ページをおめくりください。

平成30年4月18日、開成町議会議長、茅沼隆文様。総務経済常任委員会委員長、佐々木昇。

総務経済常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務につき調査した結果を開成町議会会議規則第75条の規定により、次のとおり報告する。

1、調査の件名、「町営住宅の運用について」。2、調査の目的、平成29年度第1回議会報告会・意見交換会において町営住宅の運用について意見を受けた。

居住者が本来の町営住宅の目的に適合したものかどうか、入居希望者への対応に課題はないか、2団地に統合された町営住宅の運用について調査研究をし、今後の運用について提言することとした。

3、調査の経過。第1回平成30年1月19日から第3回3月29日まで計3回開会いたしました。

以下、記載のとおりでございます。

4、現状把握。町営住宅の居住状況、入居希望者の実態を把握するため所管課から聞き取りを行った。

現在の町営住宅は、長年入居している居住者の高齢化もあり、福祉世帯（高齢者・障がい者・母子・子育て・生活保護等）が高い割合を占めている状況である。今後も福祉世帯が多数を占めていく状態が想定される。

入居希望者は月に1件程度の問い合わせがあるが、入居条件を満たさないなど様々な理由で入居には至っていない状況である。

5、検討結果のまとめ。総務経済常任委員会では、「町営住宅の運用について」を調査項目とし、3回の委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

町営住宅の現状としては福祉世帯が多く、今後もこの状態が継続することすると想定されている。本来の目的にあった運用を検討すべきである。

入居希望者については、希望者が的確に入居できる仕組みづくりとあわせて、入居世帯が困窮状況の解消ができた場合には、他の住宅への住み替えを促し、他の困窮世帯が円滑に町営住宅に入居できるような取り組みが必要である。

住み替えがスムーズに行える町営住宅条例等の見直しが必要である。よって、総務経済常任委員会として町営住宅の運用について、次のとおり提言をする。

6、提言。関連部署との連携を図り、町として、町営住宅の運用方法の方向性を明確にされたい。

以上で所管事務調査報告といたします。

○議長（茅沼隆文）

以上で日程第6 常任委員会所管事務調査の報告を終了いたします。